

2018年12月23日

祝日法改正に伴う倶楽部カレンダー変更について

新天皇即位に伴い、祝日法の改正が公布され2019年限りの祝日と休日が制定されました。これに伴い、新たに制定された4日間に対する倶楽部カレンダーの変更を下記のとおりお知らせいたします。

記

	< 変更前 >	< 変更後 >
4月30日(火) 国民の休日	休場日	休場日(変更なし)
5月1日(水) 国民の祝日	平日	平日扱い
5月2日(木) 国民の休日	平日	平日扱い
10月22日(火) 国民の祝日	平日	平日扱い

以上